

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 6 日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第 1 8 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年函館市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項および第 5 項中「第 5 2 条第 6 項の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する」を「第 5 2 条第 6 項各号に掲げる建築物の」に改める。

第 1 0 条中「を総合的設計によって建築する」を「の総合的設計による建築等（法第 8 6 条第 1 項に規定する建築等をいう。）をする」に改める。

第 1 1 条第 2 項第 1 号中「含む。）」の後ろに「，法第 5 2 条第 6 項第 3 号に掲げる建築物の部分」を加え，同項第 2 号中「供する部分」の後ろに「，法第 5 2 条第 6 項第 3 号に掲げる建築物の部分」を加える。

附 則

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。